

MR1期および MR2 期で接種対象期間を超えて接種を行った場合の取扱いについて(令和 7 年度版)

従来から、MR1 期を接種せず2歳以上となった方、MR2 期を接種せず小学1年生になった方は松阪市から7,000円を限度として接種費用の助成を行っています。一方で、令和 6 年度中に一部の地域及び医療機関において、MR ワクチンの供給が行き届いていない状況があったことなどにより、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間、定期接種として受けられる方がいます。

MR1 期

生年月日範囲	令和 7 年 3 月 31 日 時点の年齢(※1)	MR1 期を接種せず、 2 歳以上になった場合の取扱い
令和 5 年 4 月 2 日 ~ 令和 6 年 4 月 1 日	1 歳	任意接種(松阪市助成あり)(※2)
令和 4 年 4 月 2 日 ~ 令和 5 年 4 月 1 日	2 歳	定期接種
令和 3 年 4 月 2 日 ~ 令和 4 年 4 月 1 日	3 歳 (令和 7 年度で年少)	任意接種(松阪市助成あり)(※2)
令和 2 年 4 月 2 日 ~ 令和 3 年 4 月 1 日	4 歳 (令和 7 年度で年中)	任意接種(松阪市助成あり)(※2)
平成31年 4 月 2 日 ~ 令和 2 年 4 月 1 日	5 歳 (令和 7 年度で年長)	MR2 期として定期接種(※3)

MR2 期

生年月日範囲	令和 7 年 3 月 31 日 時点の年齢(※1)	MR2 期を接種せず、 小学 1 年生以上になった場合の取扱い
平成30年 4 月 2 日 ~ 平成31年 4 月 1 日	6 歳 (令和 7 年度で小1)	定期接種
平成29年 4 月 2 日 ~ 平成30年 4 月 1 日	7 歳 (令和 7 年度で小2)	任意接種(松阪市助成なし)

(※1) 誕生日の前日 24 時に 1 歳年をとると考えます。

(※2) 任意接種となりますので、接種費用は保護者の全額自己負担となりますが、接種後に申請することにより上限 7,000 円の助成が受けられます。

(※3) MR1期としては定期接種および任意接種助成が行えません。MR2期の定期接種年齢となりますので、MR2期の定期接種をまずは受けてください。その後、保護者の希望や医師の判断で更に1回の接種をする場合は任意接種となります。